

## 配当要求書を提出する方へ

---

和歌山地方裁判所民事部・田辺支部・御坊支部・新宮支部

### 1 配当要求について

配当要求とは、債権者が、配当等を受けべき債権者の地位を取得するために、既に開始されている他の債権者が申し立てた競売手続に参加して自己の債権の満足を受けようとする手続です。しかし、誰でもこの手続に参加できるわけではなく、配当要求することができる債権者は限定されています。

配当要求は、他の債権者が申し立てた競売手続に参加し、その手続上で配当等を受けるとして地位を取得するにすぎないため、当該手続が取下げまたは取消しにより終了した場合は、配当要求も効力を失います。

### 2 配当要求をすることができる債権者（民事執行法51条）

- (1) 執行力のある債務名義の正本を有する債権者
- (2) 差押えの登記後に登記をした仮差押債権者
- (3) 一般の先取特権を有することを証明した債権者

### 3 配当要求書の提出

執行裁判所が定めた配当要求の終期までに書面（配当要求書）により申し立てなければなりません。配当要求書の書き方については当庁ホームページ掲載の書式のほか、他庁（東京地裁、大阪地裁等）のホームページに掲載されている記載例を参考にしてください。

配当要求書は、裁判所提出用正本に加え、差押債権者及び所有者（債務者）分の副本を提出しなければなりません。

#### 4 配当要求の時期

配当要求書の提出は、執行裁判所が定めた配当要求の終期までにしなければなりません。配当要求の終期までに配当要求書を提出しない場合は、配当を受ける資格を有しないこととなりますので注意してください。ただし、配当要求の終期から3か月を経過してもなお売却許可決定がなされない等の場合には、配当要求の終期は自動的に3か月後に変更（更新）されたとみなされます（民事執行法52条）。したがって、仮に当初の配当要求終期に遅れた場合でも、その後3か月以内に売却許可決定がされない等の場合には、当該配当要求により配当を受ける資格を得ることができる場合があります。

配当要求の終期が定められた場合は、執行裁判所の裁判所書記官が、裁判所内の所定の場所に競売開始決定がなされた旨及び配当要求の終期を公告します。

#### 5 配当要求に必要な書類

(1) 執行力ある債務名義の正本を有する債権者の場合

- 執行力ある債務名義の正本

(注) 執行力ある債務名義の例

- 執行文が付与された判決正本
- 執行文が付与された和解（調停）調書正本
- 執行文が付与された公正証書正本
- 仮執行宣言付支払督促正本 等

(2) 差押えの登記後に登記をした仮差押債権者の場合

- 仮差押決定正本（写し可）
- 仮差押えの執行としての登記がされた不動産登記事項証明書

(3) 一般の先取特権を有することを証明した債権者

- 民事執行法 181 条 1 項各号に掲げる一般先取特権の存在を証明する文書（公文書または私文書）

（注）先取特権の存在を証明する文書の例

- 確定判決， 審判書
- 公正証書
- 不動産登記事項証明書
- 先取特権の存在を証明する私文書 等

（4） その他

以上の書面の外， 配当要求をする債権者が法人の場合には， 商業登記事項証明書 1 通が， マンション等の管理組合であって， 権利能力のない社団である場合は， 管理規約の写し及び代表者（理事長）の選任がなされた総会議事録の写しが必要です。

## 6 配当要求に必要な費用等

申立費用 500 円（収入印紙）

郵便切手 普通郵便料金×〔差押債権者＋所有者数〕（所在不明の者を除く）

※ 普通郵便料金は配当要求書の重量により異なりますが， 概ね 5 枚以内程度の場合 94 円， 6 枚～ 12 枚の場合 140 円です。

不明な点がありましたら， 管轄裁判所不動産競売係までお尋ねください。

(問い合わせ先)

■ 和歌山地方裁判所民事部

〒640-8143 和歌山市二番丁1番地

(直通) TEL 073-428-9932

■ 和歌山地方裁判所田辺支部

〒646-0033 和歌山県田辺市新屋敷町5

(直通) TEL 0739-22-2824

■ 和歌山地方裁判所御坊支部

〒644-0011 和歌山県御坊市湯川町財部515-2

(代表) TEL 0738-22-0006

■ 和歌山地方裁判所新宮支部

〒647-0015 和歌山県新宮市千穂3丁目7番13号

(代表) TEL 0735-22-2007